

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月4日

【報告者の名称】 リテラ・クレア証券株式会社

【報告者の所在地】 東京都中央区日本橋茅場町1丁目6番11号

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋茅場町1丁目6番11号

【電話番号】 (03) 3667-4411 (大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 井出裕之

【縦覧に供する場所】 本店  
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目6番11号)  
大阪支店  
(大阪府大阪市北区曽根崎新地1丁目4番12号)  
姫路支店  
(兵庫県姫路市駅前町254番地)

- (注1) 本書中の「当社」とは、リテラ・クレア証券株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社大和証券グループ本社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社大和証券グループ本社

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

## 2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

平成21年6月25日開催の当社定時株主総会及び平成21年9月8日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

平成21年6月25日開催の当社定時株主総会及び平成22年3月30日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といい、第2回新株予約権と併せて、「本新株予約権」といいます。）

## 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年1月29日開催の取締役会において、株式会社大和証券グループ本社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について慎重に協議・検討した結果、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、当社株式1,268,860株（当社が平成24年12月26日に提出した第68期中 半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の当社の発行済株式総数（14,622,533株）に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）にして8.68%（小数点以下第三位四捨五入。））を所有する、当社の第二位の株主です。また、現在、公開買付者は、当社に対して2名の取締役を派遣しており、当社との間に友好的な関係を構築しています。

公開買付者は、この度、当社株式を取得することにより、当社とより緊密な資本関係を構築することを目的として、平成25年1月29日開催の公開買付者執行役会において、当社の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が保有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを対象として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。公開買付者は、本公開買付けにおいて、応募を希望する当社株主の皆様幅広く売却の機会を確保する観点から、買付予定数の上限は設定しておらず、また、買付予定数の下限も設定していないため、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けにより、当社を完全子会社とすることについては企図していないとのことです。

なお、当社は、その定款において株式譲渡制限を定めています。したがって、公開買付者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第137条第1項の規定に基づき、本公開買付けの決済の開始日以降、当社に対して本公開買付けにより買い付けた当社株式の取得についての取締役会の承認を請求する予定とのことです。当社の取締役会は、本公開買付けに対する賛同表明決議に際して、公開買付者が当該譲渡承認請求を行った場合にはこれを承認することを前提としております。

本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者によれば、公開買付者を中心とする企業集団（以下「公開買付者グループ」といいます。）は、有価証券関連業を中核とする投資・金融サービス業、具体的には有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱いその他有価証券関連業並びに銀行業その他の金融業等を営んでいるとのことです。公開買付者グループは、日本をはじめ、欧州、アジア、米州の主要な金融市場に営業拠点を設置し、グローバルに展開するネットワークにより世界中のお客様の資金調達と運用の双方のニーズに対応した幅広いサービスを提供しているとのことです。

一方、当社は、昭和22年に設立され、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他証券業を主たる事業としております。

当社は、対面営業部門においては、主力である株式営業に加え、外貨建債券、投資信託の販売に注力してまいりました。また、インターネット事業部門においては、常にお客様の利便性向上を考え、平成23年10月には、口座開設までの期間短縮を図るために証券口座のクイック口座開設機能を導入、FX取引では初心者のお客様でも分かりやすい無料の専用サイトを公開し、最速のニュースと業界初となる投資分析ツールを取引システムに直結し、幅広いお客様にご好評をいただいております。平成24年1月には、スマートフォンユーザー向けに、株式、先物等でのリアルタイム時価の閲覧、各種ランキング、チャート機能を盛り込んだスマートフォンアプリをリリースいたしました。さらに、お客様のご要望が多かった通常指値＋逆指値のダブル注文システムを導入するなど、お客様のご要望にも積極的に対応してまいりました。

一方、当社は、聖域を設けずに継続的に経費削減に取り組み、平成24年3月期においては、前事業年度に比べて15.8%の経費の削減となりました。

しかしながら、当社の経営環境は、国内株式市場の長期にわたる低迷により、一層厳しさを増しており、この

ような経営努力にもかかわらず、当社の業績は平成20年3月期以降経常赤字が続く状況となっております。

平成25年3月中間会計期間（平成24年4月1日～平成24年9月30日）における当社の営業収益は1,020百万円（前年同期は1,329百万円）、経常損益は284百万円の損失（前年同期は274百万円の損失）、中間純損益は417百万円の損失（前年同期は272百万円の損失）になり、当社の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

このような状況の中、当社は、インターネット事業から撤退し、当該事業に関する権利義務を立花証券株式会社へ吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の方法により承継させ、対面取引へ経営資源を集中することといたしました。なお、本吸収分割の効力発生日は平成25年6月1日を予定しております。

公開買付者グループは、従来より、当社との間で資本関係を構築しており、現在、当社は、株式所有割合にして8.68%の当社株式を保有し、また、役員2名の派遣を通じて当社との関係を深めてまいりました。前記のような当社の厳しい経営状況の中で、当社は、当社の大株主である公開買付者との間で、平成24年12月頃から、当社への業務面での協力・提携も含め、当社が将来にわたって事業活動を継続するために必要な施策を協議・検討してまいりました。

その結果、厳しい経営環境に対応しつつ、当社の企業価値を向上し継続的な発展を成し遂げるためには、当社及び公開買付者の関係をより強化し一体感を持った経営戦略を実践することが必要であり、より緊密な資本関係を構築した上で、公開買付者グループのノウハウ提供及び公開買付者グループの取扱商品の供給強化等の支援を公開買付者が行うこと、また、当社のインターネット事業からの撤退を踏まえ、対面取引事業に経営資源を集中投下し対面取引専業として事業戦略を展開していくことが、最良の方法であるとの結論に達しました。

以上の状況を踏まえて、公開買付者は、平成25年1月29日開催の公開買付者執行役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付け後の当社の経営陣及び従業員につきましては、本公開買付け後も、これまでどおり継続して当社の事業運営に当たる方針です。また、本公開買付け後の当社及び公開買付者の業務面での協力・提携の具体的な内容については、本公開買付け後に検討することを予定しております。

### （3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けに該当しませんが、当社及び公開買付者は、公開買付者が当社株式1,268,860株（株式所有割合8.68%）を所有していること、当社の取締役5名のうち、取締役社長が公開買付者出身者であること、2名が公開買付者の役員を兼任していることに鑑み、本公開買付けにおける当社株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

#### 買付価格の妥当性について

##### （i）普通株式

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するに当たり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。ブルータスは、当社の株式価値の分析に当たり必要となる情報を収集・検討するため、当社から当社の財務情報及び事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で当社株式の価値を分析し、平成25年1月23日付で当社に株式価値算定書を提出いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ブルータスによる当社の株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

ブルータスは、当社の株式価値について、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の手法を用いて算定を行いました。DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。ブルータスが採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、192円～244円と算定されております。DCF法では、当社の事業計画に基づく平成25年3月期以降の収益予測や投資計画等、当社に対するマネジメント・インタビュー、その他当社から入手した資料、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して事業価値を評価し、当該事業価値に対し非事業資産及び有利子負債等を加減算することで、株式価値を算定しております。

なお、第三者算定機関であるブルータスは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

##### （ ）本新株予約権

当社といたしましては、本新株予約権については公開買付者が取得してもこれを行使できないことに鑑み、本新株予約権については、第三者算定機関であるブルータスから価値算定書又は買付価格の妥当性に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る公開買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、後記「利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」の当社取締役会において、本公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行っております。

#### 独立した法律事務所からの助言

当社は、当社及び公開買付者から独立した当社の法務アドバイザーである渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から、本公開買付けに関する手続の適法性、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過

程の公正性について法的助言を受け、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施期間等の諸条件について慎重に検討いたしました。

利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社の取締役会は、プルートスから取得した株式価値算定書、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業からの法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社の取締役会は、前記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、厳しい経営環境に対応しつつ、当社の企業価値を向上し、継続的な発展を成し遂げるためには、当社及び公開買付者の関係をより強化し一体感を持った経営戦略を実践することが必要であり、より緊密な資本関係を構築した上で、公開買付者グループのノウハウ提供及び公開買付者グループの取扱商品の供給強化等の支援を公開買付者が行うこと、また、当社のインターネット事業からの撤退を踏まえ、対面取引事業に経営資源を集中投下し対面取引専業として事業戦略を展開していくことが、最良の方法であるとの結論に達しました。そこで、当社取締役会は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することといたしました。加えて、当社取締役会は、プルートスより取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当な範囲と考えられるものの、本公開買付け後も当社株式の保有を継続して今後も株主として支援していただける株主の皆様には、引き続き支援を仰ぎたいと考えておりますので、当社株式に関して本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることといたしました。また、本新株予約権については、当社の取締役、監査役又は従業員に対するストック・オプションとして発行されたものであり、公開買付者が本新株予約権を取得しても行使できないことに鑑み、第三者算定機関から価値算定に関する意見を取得しておらず、本新株予約権に係る買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の皆様のご判断に委ねることといたしました。

以上の理由により、当社取締役5名のうち、後記の岩本隆氏及び松井敏浩氏を除く取締役3名の全員一致により、当社は平成25年1月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主及び新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募されるか否かについては、株主及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

また、当該取締役会には当社の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が前記決議に異議がない旨の意見を述べています。

なお、当社の取締役のうち、岩本隆氏は、公開買付者に在籍しているため、松井敏浩氏は、公開買付者の役員を兼任しているため、本公開買付けについて利益が相反するおそれがあることから、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、前記取締役会における本公開買付けに関する意見表明に係る審議及び決議には参加しておりません。他方、当社の取締役社長である阪尾日出人氏は、公開買付者に勤務した経歴を有していますが、公開買付者を退職し、現在は公開買付者との間で何らの関係も有していないことから、利害関係を有しないものとして、前記取締役会に出席して決議に参加しております。

#### (4) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではないとのことです。

#### (5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

公開買付者によれば、現時点で追加取得の予定はないとのことです。

#### (6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社は非上場会社ですので、該当事項はありません。

#### (7) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

#### (8) その他

当社は、平成24年12月25日開催の当社取締役会において、平成25年6月1日(予定)を効力発生日として、当社のインターネット事業に関する権利義務を会社分割(吸収分割)により、立花証券株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結する旨を決議いたしました。

#### 4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数	議決権の数
溝端 亮	取締役	大阪支店長	2,133株	21個
薦野 潔	監査役(常勤)		11,200株	112個

(注) 役名、職名、所有株式数及び議決権の数は、平成24年9月30日現在のものです。

#### 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

#### 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

- 7 【公開買付者に対する質問】  
該当事項はありません。
- 8 【公開買付期間の延長請求】  
該当事項はありません。